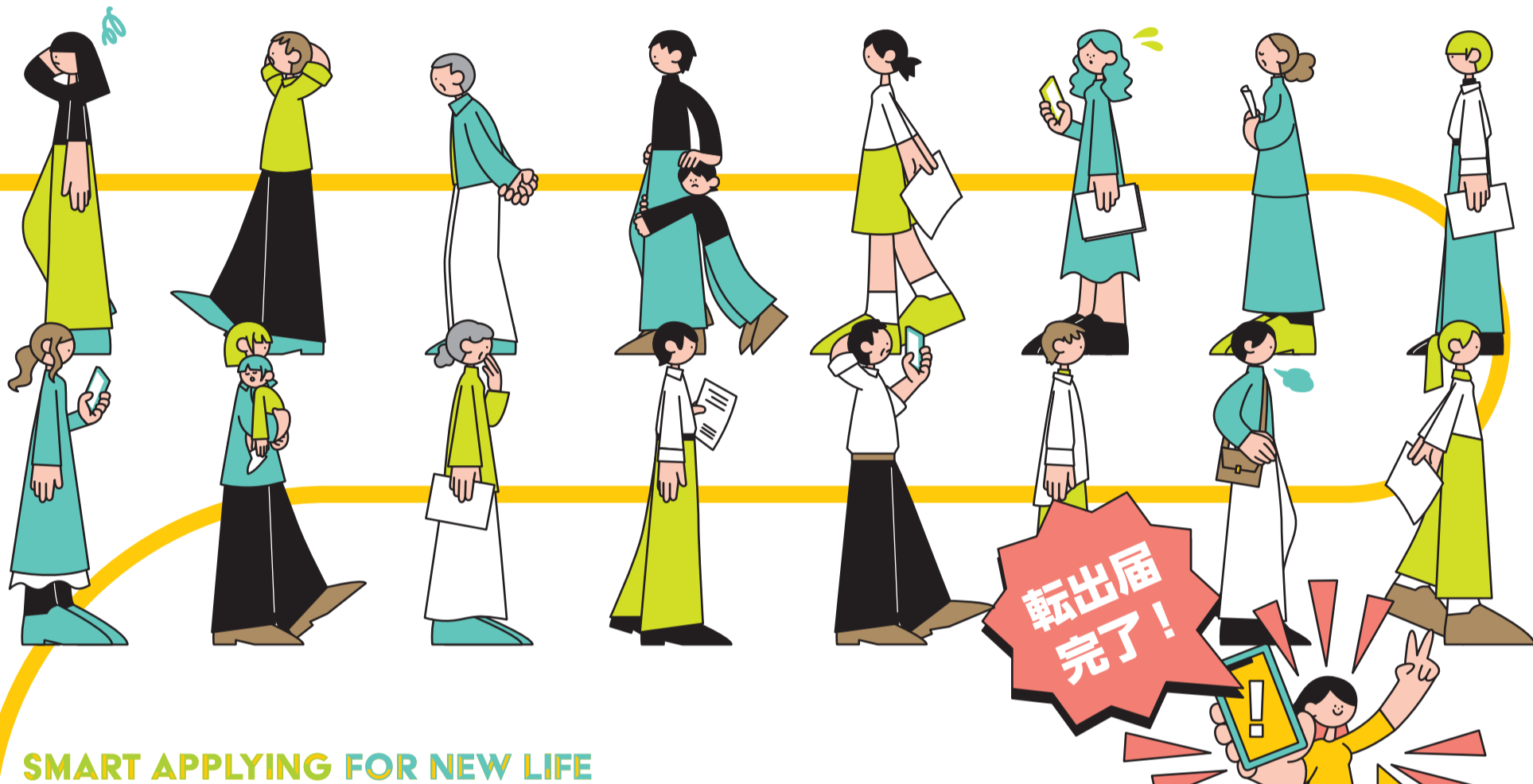


MEGURO

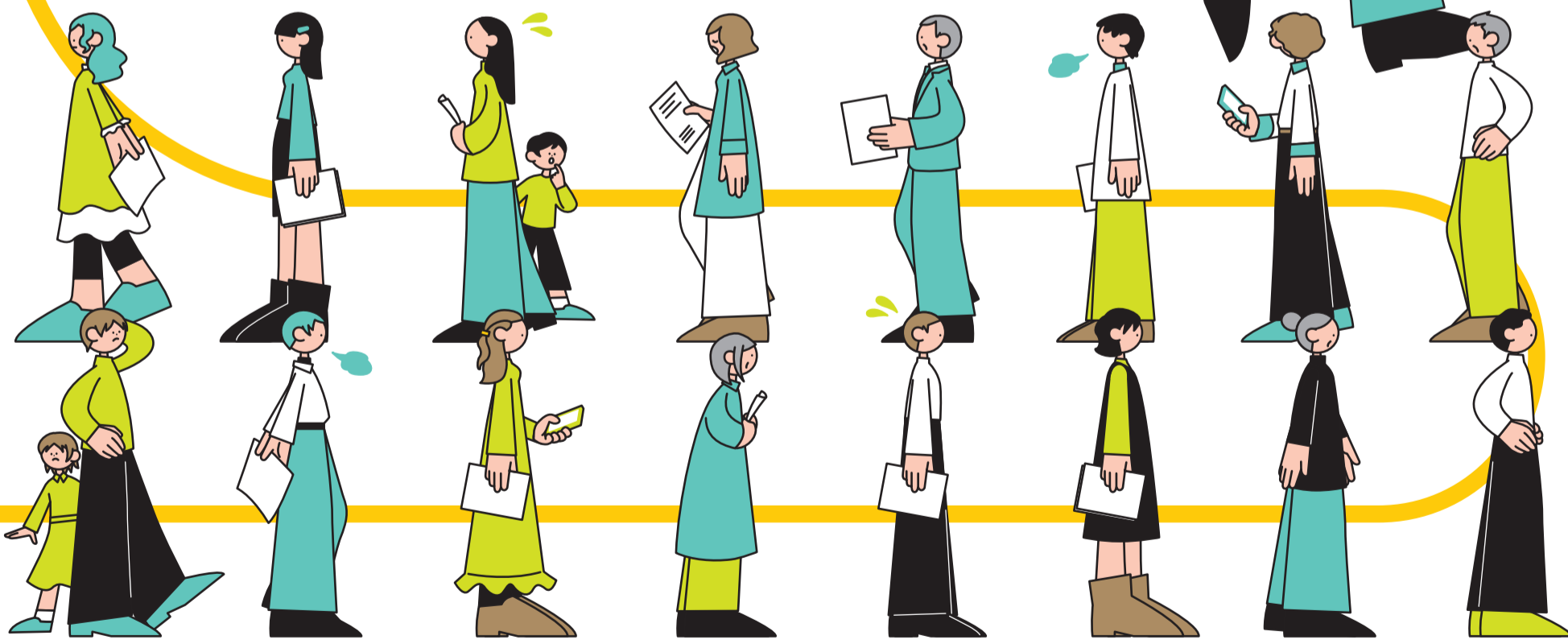
めぐろ区報

3 | 1 令和8年(2026年)
NO.2228



SMART APPLYING FOR NEW LIFE

区役所での引っ越し手続き混雑回避術



Main Contents

p.2-3 特集 区役所での引っ越し手続き混雑回避術
 p.4 賃貸住宅に関する相談が増えています

p.6-7 区長所信表明と令和8年度予算案のあらまし
 p.12 気仙沼交流フェアを開催します

めぐろ区報読者アンケートを実施
 しています(プレゼントあり)。
 回答はこちら(3月6日まで) >>>



スマートなお手続きでスマートなお引っ越し

3～4月、総合庁舎の窓口は3時間待ちになることも。窓口に行かず、オンラインなどでスマートに完結できる手続き方法をまとめました。混雑を避けて、新生活をスマートに始めましょう。

☎ 戸籍住民課住民記録係
☎ 5722-9884、☎ 5721-7814

まずは住所変更

住民票は、個人の居住関係を証明し、選挙人名簿、資格確認書、国民年金、義務教育の就学などの基礎となります。

住所を変更する場合は、必ず届け出ましょう。手続きなど詳細は、区☎をご覧ください。お問い合わせください。



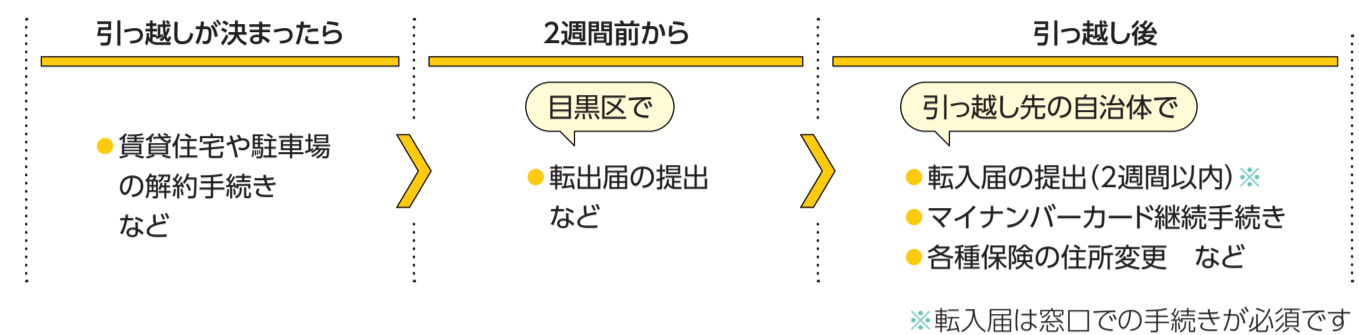
住所を変更する際に必要な届け出

転出	転入	転居
引っ越し予定日の14日前から引っ越し後14日以内に ● 転出届(区外に引っ越し) ● 国外への転出届(国外で原則1年以上住む) 必要なもの ● 本人確認書類(例:マイナンバーカード*、在留カードまたは特別永住者証明書)	引っ越し日から14日以内に ● 転入届(区外から引っ越してきた) 必要なもの ● 転出証明書(前住所地で発行)*、本人確認書類(例:マイナンバーカード*、在留カードまたは特別永住者証明書) * 国外から転入する場合はお問い合わせください	引っ越し日から14日以内に ● 転居届(区内で引っ越した) 必要なもの ● 本人確認書類(例:マイナンバーカード*、在留カードまたは特別永住者証明書)

*マイナンバーカードはお持ちのかたのみ必要です

各届け出に伴うマイナンバーカードの手続きの詳細は区☎をご覧ください

●引っ越し手続きのステップ(区外へ引っ越しする場合)



※転入届は窓口での手続きが必須です

マイナンバーカードをお持ちなら

オンラインでお手続き

転出届の提出と転入時の来庁予約が可能

電子申請ポータルサイト

マイナンバーカードをお持ちのかたは、マイナポータルからオンラインで転出届の提出と転入時の来庁予約ができます。

転出手続きは自宅で完結
余った時間でゆっくり荷造り

SMART! 24hOK!

マイナンバーカードをお持ちでない場合

郵送での提出

転出届の郵送での手続きもご検討ください。詳細は区☎をご覧ください。

各地区の窓口でお手続き

総合庁舎の混雑を回避しよう

各種届け出や証明書発行に対応

地区サービス事務所 (東部を除く)

○ 北部地区サービス事務所 ☎ 3496-5208 ☎ 3496-7030	○ 南部地区サービス事務所 ☎ 3719-2071 ☎ 3719-2117
○ 中央地区サービス事務所 ☎ 5722-9885 ☎ 3715-4953	○ 西部地区サービス事務所 ☎ 5731-2500 ☎ 5731-2503

各地区サービス事務所の取り扱い業務は、区☎をご覧ください。

総合庁舎の窓口でお手続き

来庁前に混雑状況を確認

目黒区なう!
戸籍住民課窓口混雑情報サイト

目黒区なう!
窓口の混雑状況をリアルタイムで確認できるサービスです。開庁日の戸籍住民課の待ち人数を、区☎からご覧いただけます。来庁前にご確認いただき、混雑回避にご協力ください。

手続き窓口
戸籍住民課(総合庁舎本館1階)
☎ 月～金曜日8:30～17:00(祝・休日を除く)
※住民票の写しなど、一部証明書の発行は、月～金曜日8:30～17:00、原則毎週土・第2日曜日10:00～16:30(祝・休日を除く)

土日曜日の休日窓口
☎ 3月8日(日)・21日(土)・28日(土)、4月5日(日)・12日(日)・25日(土) 10:00～16:30
○ 取り扱い業務
転出届、転入届、転居届、印鑑登録
※ 国外転入などの他市区町村に確認が必要な一部の手続きについては、受け付けできない場合があります

混雑予報を参考に来庁日を計画

比較的空いていることが予想されます | 混雑が予想されます | 大変混雑が予想されます

3月2026	4月2026
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

当日の状況により実際の待ち時間は異なりますので、あらかじめご了承ください。

その他引っ越しにまつわるお手続き ☎ 戸籍住民課住民記録係 ☎ 5722-9795、☎ 5721-7814

各種証明書はコンビニでの取得が手軽でお得!

証明書のコンビニ交付サービスは、利用者証明用電子証明書が搭載されているマイナンバーカードなどを利用して、コンビニエンスストアなどの店舗で各種証明書を取得できるサービスです。窓口で取得するより、手数料が100円安くなります。詳細は区☎をご覧ください。

取得できる証明書	手数料(1通)
● 住民票の写し	200円
● 印鑑登録証明書	200円
● 戸籍(全部・個人)事項証明書(本籍地と住民登録地が目黒区のかた)	350円
● 戸籍の附票の写し(本籍地と住民登録地が目黒区のかた)	200円
● 課税(非課税)証明書	200円

新築・建て替え予定のかた 住居表示の届け出を忘れずに!

建物を新築・建て替えた時は、住居表示(目黒区××○丁目△番□号)を決めるための届け出が必要です。新築・新設届はオンライン申請も受け付けています。また、既存の建物と同じ住居表示が付けられた場合には補助番号の制度もあります。なお、マンションやアパートなどの建物の名称を変更した場合も、届け出をしてください。届け出がないと、転入届や区内転居届の手続きに支障が出ます。詳細は区☎をご覧ください。

住居表示の仕方

道路・河川・鉄道・恒久的な施設を境界として、町を街区というブロックに分け、街区符号(△番)を付けます。街区の周りに、15m間隔に基礎番号を付け、建物の主な出入口(通路)が接する基礎番号を住居番号(□号)とします。